



CA 研修サービス受講規約

1. 契約の目的

この研修サービス受講規約は、CA がお客様に提供する CA 研修サービスおよびコース教材に関する適用条件を定めたものです。

2. 定義

2.1 「受講者」とは、お客様から個別注文者に記載された研修サービスへの受講を認められた個人を意味します。

2.2 「コース教材」とは、個別注文書に基づいて各種フォーマットによりお客様に提供される、CA または CA の業務委託先の提供による各種出版物、コースウェア、トレーニング用マニュアル／資料、ユーザーガイド、ウェブ・ポータル、バーチャル・ラボ等、研修サービスのコンテンツを意味します。

2.3 「研修サービス」とは、CA または CA の業務委託先から各種フォーマットを通じて提供される標準仕様またはオーダーメイドの教育コース、トレーニング／インストラクションまたはその他関連サービスを意味し、(i) CA またはお客様の事業所においてインストラクターを通じて実施されるトレーニング、(ii) オンラインのクラス、コース、コースカタログ等を通じて実施される仮想トレーニング、(iii) CA または第三者の訓練施設で、クラスルーム形式で実施されるトレーニングまたはテスト等が含まれます。

2.4 「研修サービス・ファンド」とは、研修サービスの購入に充当するための資金としてお客様から前納されたプール資金を意味します。

2.5 「個別注文書」とは、CA が提供するライセンス、サービス、または商品等の発注を目的として両当事者間で取り交わされる、CA の注文書、作業明細書等の合意文書を意味します。

3. 研修サービス

3.1. CA は、個別注文書の合意条件に基づいて研修サービスを提供します。個別注文書には、発注の内容に応じて、購入される研修サービスの種類、発注対象のコース／クラス、受講者の人数、および当該研修サービスの実施方法／実施場所が、最低記載事項として記載されます。

3.2. CA は、各研修サービスへの参加またはアクセスを提供するにあたり、受講者の登録または事前登録を義務付けることができるものとし、研修サービスへの登録またはアクセス権限の認証が確認できない個人に対してはエントリーまたはアクセスを拒絶することができるものとします。コース教材の引き渡しは、電子媒体による送信 (ESD)、または個別注文書に記載された CA の出荷地からインコタームズ 2010 に基づく輸送費込み条件 (CPT) で出荷する有形媒体での配送をもって行います。CA は、関税の支払いおよび通関の手続きを自らの責任で行うものとし、納入物に CA のハードウェアが含まれる場合、当該ハードウェアの所有権は、CA の出荷地で運送人に引渡された時点で移転します。

4. 料金およびキャンセル



4.1 お客様は、個別注文書に記載された料金、費用、およびその他諸チャージを CA に支払うものとし、それらの料金等は個別注文書の締結と同時に支払義務が発生することを承知するものとします。オーダーメイドの教育コースの料金、費用等は、個別注文書の条件に基づき、コースを担当するインストラクターの所定の料金／費用に従うか、または個別注文書に記載された料金／費用によるものとし、料金の支払い時に課税される VAT、GST、販売税等の税金（それらの税金を、併せて「諸税」といいます。）は、すべてお客様が負担するものとします。

4.2 お客様は、研修サービス・ファンドを、1 ないしは複数のトランザクションを通して使用することができます。研修サービス・ファンドは、同ファンドを購入するための個別注文書に別段の記載がない限り、同個別注文書の発効日から 1 年以内に使用しなければなりません。同 1 年間が経過した後は、たとえ未使用の残高が生じたとしても、それらの資金は無効となり、返金またはクレジット処理が行われることはありません。

4.3 CA は、予期せぬ事態の発生により、または受講者数が所定の人数に達しなかったことにより、クラスの開講をキャンセルする場合、開講予定日の 10 営業日前までにキャンセルの予告を行うものとし、その場合、お客様は、キャンセル分につきクレジットを受領するか、または日程を変更した上で再度受講を予定することができるものとします。

4.4 お客様が受講をキャンセルする場合、お客様は開講日の 10 営業日前までに書面によりキャンセルの通知を行うものとします。上記通知が行われない場合、CA は、当該クラスの料金に関し、最大で 100 パーセントの支払いを請求することができるものとします。前払い料金は、返金されません。

4.5 いずれの当事者も、本条の定めに従って適正にキャンセルした研修サービスに関しては、同研修サービスに関連して他方の当事者に発生した出張旅費等の費用につき、なんら責任を負わないものとします。

5 知的財産権

5.1 CA は、すべての CA 教材およびその派生物に関し、それらに付随する権利、所有権、著作権、特許、商標、トレード・シークレットおよびその他財産権のすべてを自らの権利として保持します。両当事者間においては、本研修サービス受講規約によって明確に付与された権利を除くほかは、所有権、著作権、特許、商標、トレード・シークレット、その他知的財産権等を含め、如何なる権利も譲渡されません。

5.2 CA は、お客様に対し、お客様内部での使用を条件として、特定の受講者に限り、コース教材および研修サービスを個別注文書の条件に基づいて使用することができる譲渡不能な非独占的ライセンスを付与します。受講者が研修サービスおよびコース教材を利用することについての責任は、お客様が負担するものとします。

6 保証

6.1 講師が CA から提供される場合、CA の研修サービスコースは、各分野の専門家が適切に実施します。

6.2 CA は、本条に定めた保証を除くほかは、第三者の保証、商品性および適格性に関する各黙示



保証、特定の目的への適合性に関する保証等も含め、明示黙示の如何を問わず、一切保証を行いません。

7 保証に基づく救済

7.1 CA が保証条項に違反した場合、同違反に対するお客様への救済は、CA の任意により、お客様と相談の上、お客様に追加料金を請求することなく研修サービスの再実施を行うか、または保証対象の研修サービス、コースまたはコース教材の支払い済みの料金を返金することの、いずれかによって行います。これらの救済は、お客様が個別注文書に定められたお客様の義務を履行しなかった場合またはコース教材の指示に従わなかった場合の保証違反の主張に関しては、適用を除外します。

8 補償

8.1 お客様にライセンスまたは購入された特定の CA 研修サービスコースおよび／またはコース教材（以下、「CA 研修サービス商品」といいます。）をお客様が利用する行為に対し、当該 CA 研修サービス商品のライセンス許諾または購入があった時点でその法域内において有効な米国の特許または著作権を侵害するとのクレームが第三者によってなされたときは、かかるクレームに関してお客様を免責し、お客様に生じた損失等の諸負担について補償の義務を負うと共に、その任意によって当該第三者との和解の選択を行うことができるものとします。この場合、CA は、自らの費用負担により、(i) お客様が当該 CA 研修サービス商品の使用を継続できる権利を取得すること、(ii) 侵害を回避するために CA 研修サービス商品の修復、変更もしくは交換を行うこと、または (iii) 補償対象の CA 研修サービス商品の料金を、研修サービス・ファンドの残額に応じて按分により返金することのいずれかを、自らの任意に基づいて実行することができるものとします。

8.2 CA は、(i) CA 研修サービス商品に CA 以外の者が変更を加えたことによって侵害クレームが生じた場合、(ii) CA 研修サービス商品が CA の仕様条件、関連ドキュメンテーション／ガイドラインの定めと異なる方法で使用されたことによって侵害クレームが生じた場合、(iii) CA が公開したアップデートまたはパッチを使用していれば侵害クレームを回避できたと判断される場合、(iv) CA 研修サービス商品を第三者の製品と組み合わせて使用したことが原因となって侵害クレームが生じた場合、および (v) お客様が個別注文書に定められた所定の料金を支払わなかった場合は、補償の責任を負いません。また、本規約に基づく補償は、CA がお客様の特別な指示によって制作した CA 研修サービス商品に対しては適用されないものとし、CA はかかる CA 研修サービス商品に関して補償責任を負担しません。侵害クレームが生じたときは、上記の措置をもって、CA が負担する補償義務のすべてとし、知的財産権等の財産権の侵害もしくは悪用またはその疑いが生じた場合にお客様に対して提供される救済のすべてとします。

8.3 各当事者は、CA 研修サービス商品および／または個別注文書に起因して人身事故が発生したとする訴えが第三者から提起され、その結果他方の当事者が裁判所から損害賠償金、料金（合理的な範囲の弁護士料を含みます。）、科料、判決債務、費用等の支払いを命じられた場合、かかる賠償責任が自らの重過失または故意の不法行為を近因として生じたものであるときは、それらの



賠償等に関して他方の当事者を免責し、そのすべてを自らの負担で補償するものとします。

8.4 お客様は、個別注文書に基づいて CA に提供したデータ、資料、アイテムまたは情報がそれらの提供が行われた法域内において米国特許、著作権または商標を侵害したとする主張が提起されたときは、かかる主張に関して CA を免責し、CA に生じた損失等の諸負担について補償の義務を負うものとします。

8.5 上記の各補償は、(i) 被補償当事者が、侵害申し立ての事実とその内容を補償当事者に速やかに通知すると共に、その防御に協力すること、(ii) 当該申し立てへの対処の仕方について、和解条件も含め、すべての裁量権が補償当事者に与えられること（ただし、和解については、被補償当事者に金銭の支払いまたは責任の自認を求める内容の和解は認められません。）、および (iii) 被補償当事者が、補償当事者の合理的指揮に基づいて進める抗弁または和解の手續に支障をきたす訴訟を提起しないことを条件とします。

9 賠償責任の限定

9.1 いずれの当事者も（CA の仕入先も含まれます。）、権原担保責任に対する違反、CA の知的財産権に対する侵害、および補償規定に基づく第三者からのクレームに関する賠償責任を除くほかは、法によって容認される限り、a) 間接損害、特別損害、派生的損害、付随的損害、懲罰的賠償等に関しては、CA 研修サービス商品を使用したことに起因する利益の逸失、貯蓄金または発生費用に関する被害、データの消失等も含め、たとえ当該損害等が発生する可能性について予告を受けていたとしても、一切賠償の責任を負わないものとし、かつ、b) 各当事者が負担する賠償責任は、クレーム対象となった研修サービス商品の料金の金額を超えないものとします。

10 雑則

10.1 **契約内容の変更** CA 研修サービス受講規約は、両当事者が書面をもって合意した場合のみ、変更できるものとします。

10.2 **不可抗力** 個別注文書の別段の定めにかかわらず、いずれの当事者も、支払義務および守秘義務を除くほかは、自らが行った行為につき、または行うべき行為を怠った場合に、かかる行為または懈怠を生じさせた理由が、戦争、暴動、天災、ストライキ等による罷業（全面的業、部分的罷業の如何を問いません。）、または政府もしくは政府機関（裁判所等の司法機関を含む。）が発布する法律、条令、規則、命令等、該当事者の支配が及ばない理由に起因するときは、その行為または行為の懈怠に関して責任を問われないものとします。

10.3 **優先順位** CA とお客様との間の契約を構成する各契約文書の間で条件の不一致または矛盾が生じた場合は、各文書の優位性に従い、(1) 個別注文書、(2) 本研修サービス受講規約の順で優先的に適用の上、その不一致または矛盾を解決するものとします。前記の優先順位にかかわらず、お客様が発行する発注書は、本研修サービス受講規約に明記された各関連文書のいずれに対しても、その条件を変更する効力を持たないものとします。

10.4 **契約当事者の独立性** 両当事者は、互いに、両者間の関係が顧客／独立した契約者の関係であると認めます。

10.5 **お客様のデータ** お客様が CA 研修サービス商品に伴うお客様の義務として CA に個人情報



を提供する場合、お客様は、(i) 自らが、当該個人データを CA に提供することができる正当な権限を具備し、準拠すべき法令に則ってその提供を行うこと、(ii) CA および CA の企業グループに属する企業（以下、「CA グループ企業」といいます。）またはそれらの各社の業務委託先が、各自の義務を履行する目的によってそれらの情報を使用することができること、また、(iii) CA は、上記の目的により、それらの情報を、CA グループ企業 および業務委託先に開示することができるほか、その出所元の国以外の国に転送することができることを、事実として表明するものとします。CA, Inc. はセーフ・ハーバーの認定を受けており、各 CA グループ企業は準拠すべきデータ保護/プライバシー関連法規の遵守を約諾しています。

10.6 譲渡 CA が特定の事業もしくは製品群に関する自らの権利または自らの資産の実質的全部を譲渡、売却等によって第三者に移譲した場合に、当該第三者が個別注文書上の義務を履行することに同意したときは、CA は、お客様に書面をもって通知することにより、個別注文書上の自らの権利および義務を当該第三者に移譲することができるものとします。いずれの当事者も、個別注文書によって許容される場合のほかは、あらかじめ他方の当事者の承諾を書面で取得しない限り、法の適用等の如何なる根拠によろうとも、個別注文書を他の者に譲渡することはできません。ただし、上記の承諾は、これを不当に留保してはならないものとします。本項に違反して行った譲渡は、無効とみなされます。個別注文書は、本規約の両当事者ならびにそれぞれの承継人および譲受人を拘束します。

10.7 輸出入 CA 研修サービス商品、ソフトウェア・ドキュメンテーションおよびコース教材は、アメリカ合衆国の輸出管理およびこれらの情報等の使用国が実施する輸入管理の適用対象となります。お客様は、かかる情報等の輸出、再輸出または輸入を行う場合、これらの法令および管理規則を必ず遵守するものとします。

10.8 公表 いずれの当事者も、公表内容について他方の当事者から承認を得ない限り、個別注文書に関してプレス・リリースを公表することはできないものとします。各当事者は、それぞれの顧客またはベンダーのリストに他方の当事者の名称およびロゴを記載する場合、他方の当事者が定める標準ガイドラインに準じてその記載を行うものとします。

10.9 効力 本規約の特定の条件または規定が無効と判断された場合、それらの条件または規定は、本規約の他の部分の効力には一切影響を及ぼさないものとします。

10.10 第三者 本規約は、個別注文書に明確なる別段の定めがない限り、第三者に対しては、如何なる権利も付与せず、如何なる義務も賦課しません。CA 研修サービスの個別注文書に起因する訴訟は、お客様または CA のみがこれを提起することができるものとします。

10.11 準拠法 個別注文書は、日本法（抵触法の規定を除きます）に準拠し、個別注文書の解釈および執行力についての判断はすべて同法に基づいて行うものとします。個別注文書に起因または関連して訴訟が発生した場合、両当事者は東京地方裁判所の専属的裁判管轄権に従うものとします。個別注文書は、国際物品売買契約に関する国連条約の適用を受けないものとします。

10.12 最終合意書 個別注文書は、参照することにより一体となる全ての関連文書と併せて、個別注文書の対象事項に関する最終合意書としての効力を具備し、個別注文書締結以前に当該対象事項に関して両当事者間で取り交わされた表明事項、提案事項およびその他情報等は同個別注文書の締結をもってすべて効力を失います。